

天候悪化への 対応について

1 前日までの対応について

(1) 前日（休日が間に入る場合は休前日）9：00までに校長会と協議を行い、翌日（休日の翌日）の給食の有無について決定する。

※ 給食の食材納品中止の都合上、給食の有無についてはこの段階で決定する。

(2) 前日12：00（正午）までに校長会と協議を行い、翌日の対応について決定する。決定内容については、校長会の連絡網で各校に周知する。

(3) 各家庭への連絡については以下の方法で行う。

① 児童・生徒を通して文書により連絡する。

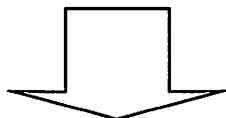
② **前日13:00以降** 各学校で緊急連絡メールを送信することを原則とする。

※ 休日においては、②のみの対応となる。

《連絡する内容について》

「臨時休業」または「一部休業(登校時刻の変更)」または「通常通り」

及び「給食の有無について」



(当日)

《小学校が臨時休業(休校)・一部休業となった場合》

放課後児童会は当日の8:00 開室に向けて準備を行う。

(放課後児童会の支援員が児童会室に到着するまでの間、児童を校内で預かるものとする。)

給食がない場合は、弁当持参となる。※ 登室する場合は必ず保護者が付き添うこと。

2 当日の朝の対応について

- (1) 前日に「臨時休業」と連絡した場合は、当日の天候や警報の有無に関わらず、休校とする。また、前日に「一部休業」又は「通常通り」と連絡したにも関わらず、6:00の時点で暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合、また習志野市に土砂災害警戒情報が発表されている場合は自宅待機とする。
- (2) 警報等が解除され、登校が可能になった際は、各学校で緊急連絡メールを送信する。なお、メールには、登校を可能とする時刻と授業を開始する時刻を記す。
- (3) 10:00の時点で、引き続き暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合は臨時休業とする。この場合、再度緊急連絡メールを送信し、臨時休業の旨を知らせる。

3 (当日の朝)登校について保護者の判断を可とする場合

- 下記(1)~(3)の場合は、臨時休業とはしないが、実際の天候等の状況によって、保護者の判断で登校を見合わせることを可とする。
- 気象情報(警報等)が発令されているかどうかの確認は、保護者が行う。
- 保護者の判断により登校を見合わせた場合は「出席停止・忌引」に該当するため、対象児童・生徒を遅刻・欠席としない。
※ P4「出席簿及び指導要録への記載」参照
- 気象情報(警報等)が発令されている状況において、児童・生徒が登校した場合は、保護者と連絡が取れるまで、学校に滞留させる。下校させる際は、職員が必ず付き添い、児童・生徒の安全確保に努める。
▽ 気象情報の地域区分は気象庁のホームページによる
(習志野市は単独で「二次細分区域」になる。また、習志野市は「市町村等をまとめた地域」の東葛飾に含まれる。)

- (1) 台風・強力な低気圧等の接近・通過に伴い、暴風警報が発令されず、大雨警報、洪水警報だけが発令されている場合。

- (2) 急激な天候変化時に、雷注意報、竜巻注意情報、大雨警報、洪水警報が発令されている場合。
- (3) その他、通学路において安全が確保されていない場合。